

## 【 「公告の方法」 について 】

### 〈1〉 貸借対照表の公告

○平成 28 年 6 月 7 日に公布された改正法により、毎年度、貸借対照表の公告が必要になり、資産総額の変更登記が不要となります。

○貸借対照表の公告については、定款で定める必要があります。

※施行日は、公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内で政令で定める日となっており、ここでは平成 30 年(2018 年)10 月 1 日を仮定の施行日とします。

※資産総額の変更登記は、組合等登記令の当該条項が改正されるまでは必要です。

法改正の詳細については、別冊の「法改正のご案内」をご覧ください。

### 〈2〉 貸借対照表の公告の方法

公告の方法は、次の 4 つから選択してください。

- ① 官報 [法第 28 条の 2 第 1 項第 1 号]
  - ・ 1 度の掲載でよい
  - ・ 要旨 (※) を公告することで足りる [法第 28 条の 2 第 2 項]
  - ・ 有料
- ② 日刊新聞紙等 [法第 28 条の 2 第 1 項第 2 号] ・ 1 度の掲載でよい
  - ・ 要旨 (※) を公告することで足りる [法第 28 条の 2 第 2 項]
  - ・ 有料
- ③ 電子公告 (法人のホームページ等のインターネット上のウェブサイト)  
[法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、内閣府令で定める法規第 3 条の 2 項第 1 項]
  - ・ 約 5 年間継続で掲載 [法第 28 条の 2 第 4 項] → P 4 2
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示 (主たる事務所の掲示場や入り口付近など) [法第 28 条の 2 第 1 項第 4 号、内閣府令で定める法規第 3 条の 2 第 2 項]
  - ・ 公告の開始後 1 年間 [内閣府令で定める法規第 3 条の 2 第 3 項]

※要旨とは、掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

### 〈3〉「公告の方法」の条項の定款例

公告の方法についての定款例です。貸借対照表の公告の方法は4つあります。どの方法を選択するかによって定款への記載が変わりますので、参考にしてください。

#### （公告の方法）第〇条

貸借対照表の 公告方法※	記 載 例
① 官報	この法人の公告は、官報に掲載して行う。
② 日刊新聞紙	この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
③ 電子公告	<p>【記載例1：法人のホームページを選択する場合】</p> <p>この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p>
	<p>【記載例2：法人のホームページを選択し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】</p> <p>この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</p>
④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

※公告の義務はあるが官報での公告は義務づけられていない「合併の認証後の異議の申し出」の公告も同様

## ◇ 公告の義務

次の4つについて公告の義務があります。このうち、①と②については、官報での公告が義務づけられています。

- ① 散にかかる債権の申出の公告 [法第31条の10第1項及び同条第4項]
- ② 破産手続き開始申立の公告 [法第31条の12第1項及び同条4項]
- ③ 合併の認証後の異議の申し出の公告 [法第35条第2項]
- ④ 貸借対照表の公告 [法第28条の2関係]。



## ◇ 複数の手段を選択する場合

複数の手段を選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的に方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定できないので、相応しくありません。

### 【記載例】

- ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。
- × ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載又はこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## ◇ 電子公告 その1

電子公告の方法を選択する場合は、「この法人のホームページに掲載する」など具体的に記載してください。なお、URLまで定款に記載する必要はありません。

電子公告については、『貸借対照表の公告の方法～電子公告について～』を参照してください。

## ◇ 電子公告 その2

事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報又は日刊新聞紙のいずれかを定めることができますが、掲示場は定めることができません。[法第28条の2第3項]

貸借対照表は、毎年度、NPO法人が所轄庁に提出しており、所轄庁により内閣府ポータルサイトに掲示されていますが、これとは別に、法人自らが貸借対照表の公告を行う必要があります。

## 〈4〉 電子公告について

### 電子公告とは

◇電子公告とは、インターネット上のウェブサイトには公告事項を掲載することを言います。

◇当該ウェブサイトは、NPO法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該NPO法人が直接掲載するものや第三者に委託して掲載するものであってもかまいません。

### 掲載については

◇掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」[法第28条の2第1項第3号] が必要ですので、判断に当たっては、例えば無料で、かつ事前にパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

◇SNSをはじめインターネットを利用して情報発信できるサービスが増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

◇例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんが、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

## P O I N T

### 不特定多数の人が見ることができ、かつ、見つけやすいこと

[法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、内閣府令による法規則第 3 条の 2 第 2 項]

- ファイル名は「平成〇〇年度貸借対照表」といったわかりやすい名称にする。
- 見つけやすい場所に掲載する。
- × 閲覧にあたってパスワードが必要
- × 閲覧にあたって登録が必要

### 5年間、継続して公告すること [法第 28 条の 2 第 4 項]

電子公告は、貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して公告しなければなりません。

例えば、4～3月を事業年度とする法人が、平成 30 年（2018 年）度の貸借対照表を平成 31 年（2019 年）6月 1日に作成した場合、平成 37 年（2015 年）3月 31日まで継続して公告する必要があります。

#### 【 公告が中断された場合 】 [法第 28 条の 2 第 5 項]

公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、公告効力に影響を及ぼしません。

- 中断が生じることにつき法人に善意かつ重大な過失がない又は  
正当な理由があること
- 中断時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと
- 法人が中断を知った後、速やかにその旨等を追加で公告すること